

業務委託設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市左京区静市野中町他 地内				
路線名又は河川名等					
委託業務名	災害防除（下鴨静原大原線）道路区域変更業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 8年12月25日まで				
事業課（所）名	左京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 建設局

チェック欄	

委託概要

測量業務				式	1
資料調査	ha	0.78	境界確認	ha	0.03
境界測量	本	22	公共用地境界確定協議	ha	0.78

委託理由

本委託は、主要府道下鴨静原大原線における災害防除工事について、事業完了区間の道路法手続きに必要な資料を作成するため、測量業務を委託するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年3月
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月
基 準 適 用 年 月	2026年3月
単 価 地 区	2601: I 地区

業務委託料内訳書

業務名	災害防除（下鴨静原大原線）道路区域変更業務委託				業 種 目	測量業務 用地測量(用地部門)	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
用地測量(用地部門)		式	1				
用地測量		式	1				
作業計画		式	1				
作業計画		業務	1				内 1号
現地踏査	地域による変化率:耕地	業務	1				内 2号
資料調査		式	1				
公図等の転写(地積測量図以外)	地域による変化率:耕地	ha	0.78				
地積測量図転写(地積測量図のみ)	地域による変化率:耕地	ha	0.78				
土地の登記記録調査	地域による変化率:耕地	ha	0.78				
公図等転写連続図作成		ha	0.78				
境界確認		式	1				
復元測量	地域による変化率:耕地	ha	0.03				
境界測量		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	災害防除（下鴨静原大原線）道路区域変更業務委託				業 種 目	測量業務 用地測量(用地部門)	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
用地境界杭設置		本	22				
公共用地境界確定協議		式	1				
現況実測平面図作成	地域による変化率:耕地, 縮尺による変化率:1/250	ha	0.78				
横断面図作成	地域による変化率:耕地	km	0.25				
依頼書作成		km	0.25				
協議書作成		km	0.25				
共通		式	1				
共通		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ回数:1回	業務	1				内 3号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
安全費		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	災害防除（下鴨静原大原線）道路区域変更業務委託				業 項	種 目	測量業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
安全費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 4号
測量業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
測量業務費		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	作業計画						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画						内 5号
	WG220201		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	現地踏査	地域による変化率:耕地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地踏査						内 6号
	WG220301		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	打合せ	中間打合せ回数:1回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ						内 7号
	WS107601		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名 災害防除（下鴨静原大原線）道路区域変更業務委託
履行場所 京都市左京区静市野中町他 地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「京都市公共測量作業規程」、「公共測量作業規程（国土交通省）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

第2条 次の事項については、受注者独自の判断で実施してはならない。必ず監督員に報告して確認しなければならない。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理
- 2 設計変更に係る事項の処理
- 3 地元関係者との協議に係る事項の処理

第3条 委託業務等について

- 1 受注者は、発注者が保管する図面及びその他の資料を精査し、本業務に使用できる資料等についてはトレース等を行い、積極的に利用すること。
- 2 業務計画書は、十分に現地踏査を行い作成すること。また、監督員に承諾を得て決定すること。

第4条 測量機器の検定

本業務に測量機器について、「規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものであることとし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。

第5条 前払金

前払金は、委託料の30%以内とする。

第6条（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第7条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第8条 ウィークリースタンスの実施

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第9条 その他

- 1 打合せ内容は、議事録として別途とりまとめること。
- 2 測量業務期間中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員・保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 3 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合には、直ちに訂正するものとする。

第10条 業務等委託必携等に対する特記事項

業務等委託必携等に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1編 測量業務共通編

第105条 測量の基準

測量幅及び測点間隔は、次によるものとする。

区分	測点間隔	測量幅	備考
横断面図	20m	-	変化点でも作成

図面の縮尺は、次によるものとする。

図面	縮尺	備考
現況実測平面図	1/250	

第112条 打合せ等

- 1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- 2 業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

第 115 条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 116 条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 17 条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 117 条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 18 条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員との協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第133条 安全等の確保

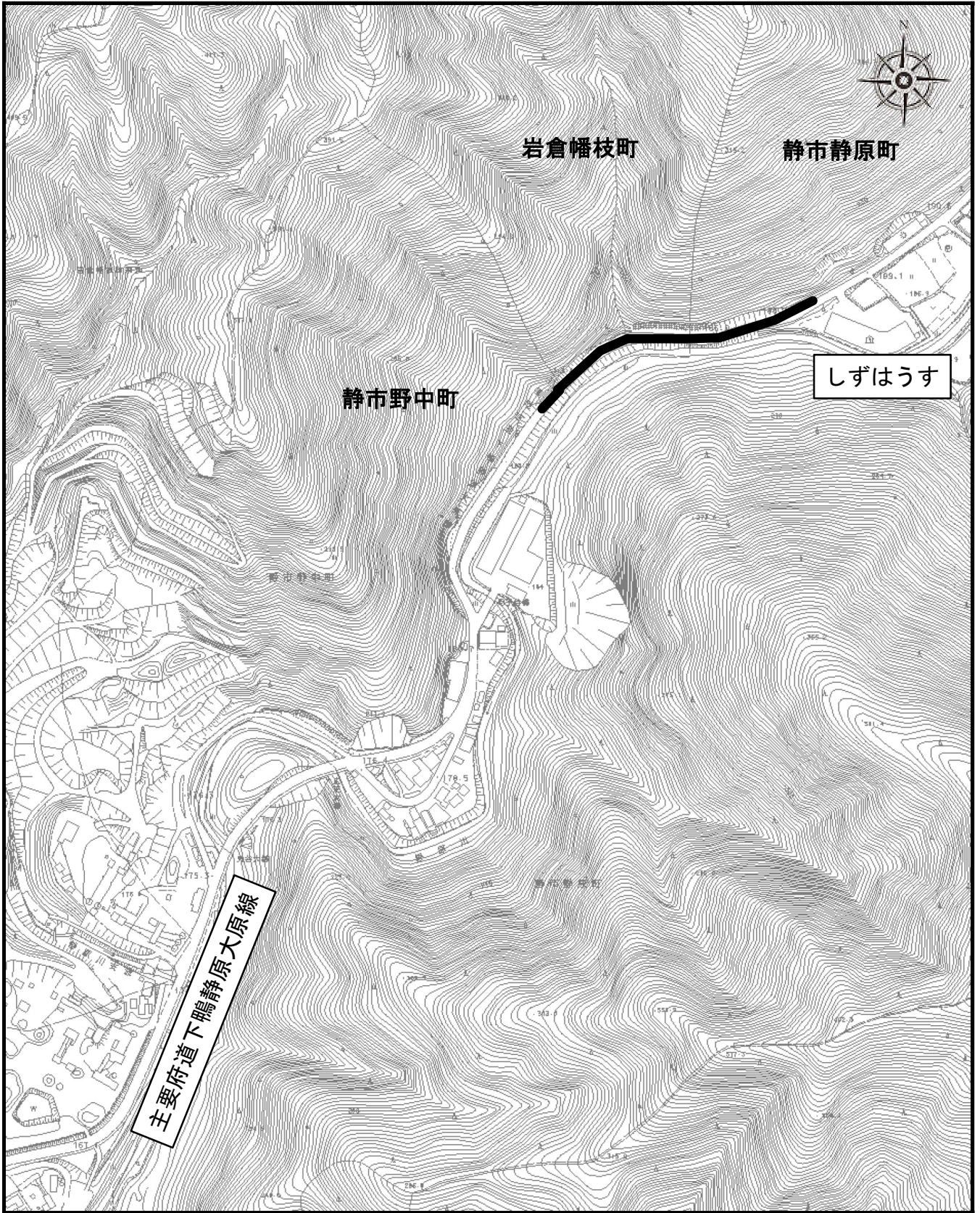
- 1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼してはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

成果品一覧表（詳しくは共通仕様書参照）

種別	項目	成果物項目	縮尺	用紙	摘要
測量	報告書	位置図	1/2500	A 4	
		公図等転写連続図	1/250	A 2 及び A 3 (縮小版)	
		公図等転写図	1/250		
		道路区域決定図	1/250		
		横断面図	1/100		
		協議・打合せ記録			
		その他参考資料			
その他	その他	監督員が必要と認める資料		別途指示	
		公共用地管理者が求める資料			

※ 図面の縮尺については、監督員と協議のうえ変更することができる。

箇所図



— 委託箇所